

特定非営利活動法人 横浜シュタイナー学園

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜シュタイナー学園という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区霧が丘3丁目1番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幼児から青年期に至る子どもたちを対象とする、ルドルフ・シュタイナーの教育理念に基づく学園を運営し、さらにルドルフ・シュタイナーの哲学および教育理念に基づいた諸事業を行うことで、社会と地域に対し子どもたちの健全育成をもって寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) シュタイナー教育に基づく横浜シュタイナー学園の運営
- (2) シュタイナー教育の研究および普及活動
- (3) シュタイナー教育に基づく教員養成事業およびその支援
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し積極的に運営に参加できる個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し活動を支援していこうとする個人及び団体。

(入会)

第7条 1. 会員として入会しようとするものは、運営委員代表に、運営委員会で別に定める入会申込書により申し込むものとし、運営委員代表は運営委員会の議決に基づきその者が第6条各号に掲げる条件に

適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 運営委員代表は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 3ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を運営委員代表に提出して、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及び拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員等

(種別及び定数)

第13条 1. この法人に次の役員を置く。運営委員をもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

- (1) 運営委員 4人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
2. 運営委員のうち、1名を運営委員代表とする。

(選任等)

第14条 1. 運営委員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2. 監事は総会において選任する。
- 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。
5. 運営委員はその総数の3分の1を超えて教員が含まれることになってはならない。

(職務)

- 第15条
1. 運営委員代表は、対外的に代表権を持つ。
 2. 運営委員代表は運営委員の互選による。
 3. 運営委員は運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 4. 運営委員代表はこの定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の代表業務を執行する。
 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 第3号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条
1. 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 2. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 運営委員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条
1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けすることができる。
 2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 第1項及び第2項に関し必要な事項は、総会の議決に基づき、運営委員会の議決を経て、運営委員が別に定める。

(教員および教員会)

- 第20条 1 . この法人に、教員会を設置する。
- 2 . 教員会は教員により構成される。
 - 3 . 教員はシュタイナーの教育理念に基づき、学園の教育活動を支え責任を持つ。
 - 4 . 教員会の審議に基づき教員会代表はこの法人の運営等について運営委員会で発言することができる。
 - 5 . 運営委員代表は次の事項においてあらかじめ教員会に諮問しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 教員の任免に関すること
 - (4) 児童生徒の入学に関すること
 - (5) その他運営委員会で必要と認めた事項
 - 6 . 教員の任免、その他教員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決に基づき、運営委員が別に定める。

(事務局)

- 第21条 1 . この法人に、事務局を設置する。
- 2 . 事務局は事務局職員により構成される。
 - 3 . 事務局はこの法人の運営に必要な事務手続きおよび会計事務、会員への連絡等を行う。
 - 4 . 事務局の審議に基づき事務局代表はこの法人の運営等について運営委員会で発言することができる。
 - 5 . 事務局職員の任免、その他事務局の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決に基づき、運営委員が別に定める。

第5章 総会

(総会)

- 第22条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 1 . 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 . 賛助会員は総会において意見を述べることができる。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (6) 役員を選任等に関する事項
 - (7) 長期借入金に関する事項

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 2 5 条 1 . 通常総会は、毎年度 1 回開催する。

2 . 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 1 5 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 2 6 条 1 . 総会は、第 2 5 条第 2 項第 3 号の場合を除き、運営委員代表が招集する。

2 . 運営委員代表は、第 2 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 1 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 . 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 2 7 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 2 8 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 2 9 条 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは否決されたものとする。

(表決権等)

第 3 0 条 1 . 各正会員の表決権は、平等とする。

2 . やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 . 第 2 項の規定により表決した正会員は、第 2 8 条、第 2 9 条及び第 3 1 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 . 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 1 条 1 . 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数とその氏名。(書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 運営委員会

(構成)

第 3 2 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第 3 3 条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 3 4 条 1 . 運営委員会は、定期運営委員会と臨時運営委員会の 2 種類とする。

2 . 定期運営委員会は、通常毎月一回開催する。横浜シュタイナー学園の長期休暇においてはこの限りではない。

3 . 臨時運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 運営委員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(2) 第 1 5 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 3 5 条 運営委員会は、運営委員代表が招集する。

(1) 運営委員代表は、第 3 4 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 1 日以内に運営委員会を招集しなければならない。

(2) 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 3 6 条 運営委員会の議長は、出席した運営委員の中から選出する。

(定足数)

第 3 7 条 運営委員会は、運営委員総数の 3 分の 2 の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 3 8 条 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは否決されたものとする。

(表決権等)

第 39 条 1 . 各運営委員の表決権は、平等とする。

- 2 . やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 . 第 2 項の規定により表決した運営委員は、第 37 条、第 38 条及び第 40 条第 1 項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 . 運営委員会の議決について特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 1 . 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、運営委員代表が管理し、その方法は運営委員会の議決に基づき、運営委員が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産日録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

(4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、運営委員会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 1. 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 第1項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに運営委員代表が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、運営委員会での承認を経て総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 1. この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2. 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)。

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第50条 1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 . 第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 . 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 1 条 この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 1 1 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 5 2 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 3 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。

第 1 0 章 雑則

(細則)

第 5 4 条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決に基づき、運営委員がこれを定める。

附 則

- 1 . この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 . この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

運営委員代表 江崎 敦雄

運営委員 海野 美香

同 神田 昌実

同 郷田 陽子

同 齊藤 温子

同 浜本 マヤ

監事 入之内 増巳

- 3 . この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 7 年 5 月 3 1 日までとする。
- 4 . この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 . この法人の設立当初の事業年度は、第 4 7 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 6 年 3 月 3 1 日までとする。

- 6 . この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
会費 月額 1,000 円以上

附 則

- 1 . この定款は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 . この定款は、平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日より施行する。